

島田市告示第138号

島田市広告付き案内表示板による広告掲載事業実施要綱を次のとおり定める。

平成26年7月8日

島田市長 染谷 絹代

島田市広告付き案内表示板による広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、来庁者の利便性の向上及び市の自主財源の確保を図るために設置する広告付き案内表示板（以下「案内板」という。）において民間事業者その他の者の広告を掲載する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市長は、事業の一部を、事業を適切に行うことができると市長が認める者に委託するものとする。

(広告料の支払い)

第3条 広告主（広告を掲載する者をいう。以下同じ。）は、前条の規定により委託を受けた者に広告料を支払わなければならない。

(準用)

第4条 島田市窓口番号案内表示機による情報提供事業実施要綱（平成23年島田市告示第174号。以下「窓口番号表示機要綱」という。）第5条、第6条及び第8条から第11条までの規定は、事業の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「協力事業者」とあるのは「広告主」と、「表示機」とあるのは「案内板」と、「広告物」とあるのは「広告」と読み替えるほか、第6条第1項中「表示しよう」とあるのは「掲載しよう」と、第8条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「表示する」とあるのは「掲載する」と、第9条第1項中「表示する」とあるのは「掲載する」と、「表示について」とあるのは「掲載について」と、第10条の見出し中「表示の」とあるのは「掲載の」と、同条中「表示を」とあるのは「掲載を」と、第11条第1号中「表示の」とあるのは「掲載の」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 広告主の決定その他事業の実施に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、第2条及び第3条並びに第4条において準用する窓口番号表示機要綱第6条、第8条第2項及び第9条から第11条までの規定の例により行うことができる。